

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第7期 第1四半期(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五十嵐 久也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

【電話番号】 03(5332)7212

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 修一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

【電話番号】 03(5332)7212

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 修一

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 関東支店
(千葉県美浜区中瀬二丁目6番地)
三井住友建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区尾上町四丁目58番地)
三井住友建設株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)
三井住友建設株式会社 大阪支店
(大阪市中央区北浜四丁目7番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第6期 前第1四半期 連結累計(会計)期間	第7期 当第1四半期 連結累計(会計)期間	第6期
		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高	(百万円)	77,404	63,485	396,065
経常利益又は経常損失()	(百万円)	3,618	564	1,609
四半期(当期)純損失()	(百万円)	3,497	704	5,147
純資産額	(百万円)	19,693	16,474	16,936
総資産額	(百万円)	270,614	210,412	240,788
1株当たり純資産額	(円)	54.03	64.30	62.79
1株当たり四半期(当期) 純損失()	(円)	12.90	2.56	18.86
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	(注) 3	(注) 3	(注) 3
自己資本比率	(%)	6.5	6.7	6.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,940	13,205	17,236
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	577	219	2,719
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,334	8,470	21,880
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	17,623	19,547	23,995
従業員数	(人)	4,705	4,383	4,406

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	4,383〔511〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	3,032〔201〕
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) (百万円)
建設部門	55,340	45,414
その他の部門	9	
合計	55,349	45,414

(2) 売上実績

区分	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) (百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) (百万円)
建設部門	77,179	63,271
その他の部門	225	214
合計	77,404	63,485

(注) 1 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していません。

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合は次のとおりです。

前第1四半期連結会計期間	該当なし		
当第1四半期連結会計期間	国土交通省	7,005百万円	11.0%

(3) 売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりです。

受注工事高及び完成工事高の状況

受注工事高、完成工事高及び繰越工事高

期別	区分	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越 工事高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	土木工事	121,233	11,754	132,987	19,911	113,075
	建築工事	252,110	28,880	280,990	44,663	236,327
	計	373,343	40,634	413,978	64,575	349,402
当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	土木工事	113,753	15,849	129,603	20,710	108,893
	建築工事	211,063	18,893	229,957	30,666	199,290
	計	324,817	34,743	359,560	51,376	308,184
前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	土木工事	121,233	93,497	214,731	100,977	113,753
	建築工事	252,110	185,235	437,345	226,281	211,063
	計	373,343	278,732	652,076	327,258	324,817

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合、期中受注工事高にその増減額を含みます。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれます。

2 期末繰越工事高は(期首繰越工事高+期中受注工事高-期中完成工事高)です。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、在庫調整の一巡、政府による景気刺激策などを反映し、一部に持ち直す動きが見られたものの、欧米経済の低迷による輸出の鈍化、企業収益の低迷、設備・雇用の過剰感など景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

国内建設市場については、政府の経済政策により公共工事は増加する傾向が見られたものの、民間建設工事については、製造業を中心とした新規設備投資の低迷、在庫調整による新設住宅着工戸数の減少など、製造業、不動産業を中心に大幅に減少し、極めて厳しい環境が続きました。

こうした状況下、当社グループの当第1四半期連結会計期間における業績は、売上高635億円（前年同期比139億円減少）、経常損失6億円（前年同期経常損失36億円）、四半期純損失7億円（前年同期四半期純損失35億円）となりました。

なお、通常の営業形態として、工事の完成引渡し第4四半期に偏るという季節的変動要因があるため、第1四半期の経営成績は、全般的に通期の業績予想に対し進捗率が低くなる傾向があります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、主に仕入債務の減少により営業活動によるキャッシュ・フローは132億円の資金の減少（前年同期は79億円の資金の増加）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収等により2億円の資金の増加（前年同期は6億円の資金の増加）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金による資金調達を行った結果、85億円の資金の増加（前年同期は173億円の資金の減少）となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ44億円減少し、195億円（前年同期比19億円増加）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は208百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税及び地方消費税抜きの金額で表示しています。また、本文中の億円単位の表示は単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切捨てにより表示しています。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,669,464,970
第一回優先株式	2,000,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回A種優先株式	394,644
第三回B種優先株式	8,000,000
第三回C種優先株式	6,000,000
第三回D種優先株式	6,000,000
計	2,696,359,614

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	275,313,598	275,313,598	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株 (注)4
第二回A種優先株式	4,500,000	4,500,000		単元株式数 100株 (注)1、4、5
第三回C種優先株式	5,868,700	5,868,700		単元株式数 100株 (注)2、4、5
第三回D種優先株式	5,961,900	5,961,900		単元株式数 100株 (注)3、4、5
計	291,644,198	291,644,198		

(注) 1 第二回A種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第二回A種優先配当金の計算

1株につき第二回A種優先株式の払込金相当額(500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第二回A種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成31年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第二回A種配当年率 = 日本円 TIBOR(6ヶ月物) + 1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成31年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第二回A種優先株主に対しては、第二回A種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第二回A種優先株主に対して支払われる第二回A種優先配当金の額が上記イ.の計

算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成21年4月1日から平成31年8月26日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり255円70銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成31年4月1日までの毎年4月1日（以下それぞれ第二回A種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該第二回A種取得価額修正日以降翌年の第二回A種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとし、但し、当該時価が当初取得価額の60%の額（以下第二回A種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第二回A種下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の150%の額（以下第二回A種上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は第二回A種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第二回A種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第二回A種優先株式の強制取得条項

平成31年8月26日までに取得請求のなかった第二回A種優先株式は、平成31年8月27日の後の取締役会で定める遅くとも平成31年9月30日までの日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を平成31年8月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合、当該平均値が第二回A種下限取得価額を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第二回A種上限取得価額を上回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第二回A種優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

2 第三回C種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回C種優先配当金の計算

1株につき第三回C種優先株式の発行価額（2,500円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回C種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成29年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回C種配当年率 = 日本円 TIBOR（6ヶ月物）+ 2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成29年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回C種優先株主に対しては、第三回C種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回C種優先株主に対して支払われる第三回C種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成29年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降、平成28年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ第三回C種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回C種取得価額修正日以降、翌年の第三回C種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）まで適用されるものとし、但し、当該時価が55円（以下第三回C種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第三回C種下限取得価額とします。また、当該時価が165円（以下第三回C種上限取得価額という。）を上回るとき

は、修正後取得価額は第三回C種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回C種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

なお、平成20年10月1日をもって、取得価額は86円60銭に修正されました。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回C種優先株式の強制取得条項

平成29年9月30日までに取得請求のなかった第三回C種優先株式は、平成29年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成29年11月30日までの日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を平成29年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回C種下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回C種上限取得価額を上回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回C種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3 第三回D種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回D種優先配当金の計算

1株につき第三回D種優先株式の発行価額(2,500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回D種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成30年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回D種配当年率 = 日本円 TIBOR (6ヶ月物) + 2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成30年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回D種優先株主に対しては、第三回D種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回D種優先株主に対して支払われる第三回D種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成20年10月1日から平成30年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降、平成29年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ第三回D種取得価額修正日という。)における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回D種取得価額修正日以降、翌年の第三回D種取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円(以下第三回D種下限取得価額という。)を下回るときは、修正後取得価額は第三回D種下限取得価額とします。また、当該時価が165円(以下第三回D種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第三回D種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回D種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回D種優先株式の強制取得条項

平成30年9月30日までに取得請求のなかった第三回D種優先株式は、平成30年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成30年11月30日までの日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を平成30年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回D種下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種下限取得価額で除し

て得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回D種上限取得価額を上回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回D種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日以降の優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による増減は含まれていません。

5 自己資本の充実と財務体質の改善及び強化を目的として、第二回A種優先株式、第三回C種優先株式及び第三回D種優先株式の発行による第三者割当増資を実施しております。

当該優先株式の議決権の有無を含めた内容については、割当先と協議の上決定したものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	216	291,644		16,859		

(注) 1 発行済株式総数の増加は、第三回C種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権行使による増加216千株によるものです。

2 平成21年6月26日開催の第6期定時株主総会において、資本金4,855百万円を減少させその全額をその他資本剰余金へ振り替えること及び利益準備金109百万円を繰越利益剰余金へ振り替えることにつき承認可決され、平成21年7月31日にその効力が発生しています。

3 同上の第6期定時株主総会において、資本金の額の減少に伴い増加したその他資本剰余金4,855百万円のうち4,253百万円を繰越利益剰余金へ振り替え、繰越利益剰余金の欠損をてん補することにつき承認可決され、平成21年7月31日にその効力が発生しています。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回A種優先株式 4,500,000		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 411,100		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,334,600	2,733,342	同上
	第三回C種優先株式 5,868,700	58,687	(1)株式の総数等 発行済株式参照
	第三回D種優先株式 5,961,900	59,619	
単元未満株式	普通株式 1,351,386		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	291,427,686		
総株主の議決権		2,851,648	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式5,100株及び株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的には所有していない株式400株が含まれています。なお、議決権の数には当該当社名義となっている株式400株に係る議決権4個を含めていません。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式80株及び当社所有の自己株式83株が含まれています。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友建設株式会社	東京都新宿区西新宿7 - 5 - 25	411,100		411,100	0.14
計		411,100		411,100	0.14

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的には所有していない株式が400株あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	82	100	137
最低(円)	67	77	98

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	21,071	25,296
受取手形・完成工事未収入金等	95,979	124,968
未成工事支出金等	1, 5 29,940	1 26,755
その他	18,937	18,636
貸倒引当金	4,530	4,522
流動資産合計	161,399	191,135
固定資産		
有形固定資産	2 23,160	2 23,334
無形固定資産	2,209	2,221
投資その他の資産		
長期営業外未収入金	40,345	40,644
その他	36,572	36,601
貸倒引当金	53,274	53,149
投資その他の資産合計	23,643	24,097
固定資産合計	49,013	49,652
資産合計	210,412	240,788
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	108,799	140,219
短期借入金	13,438	4,679
未払法人税等	188	707
未成工事受入金	30,575	28,687
完成工事補償引当金	1,498	1,491
工事損失引当金	5 566	572
その他	16,110	23,819
流動負債合計	171,178	200,177
固定負債		
長期借入金	1,904	2,123
退職給付引当金	15,061	15,690
その他	5,792	5,860
固定負債合計	22,759	23,674
負債合計	193,937	223,852

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,859	16,859
資本剰余金	80	80
利益剰余金	1,850	1,145
自己株式	240	240
株主資本合計	14,848	15,553
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	164	375
土地再評価差額金	58	58
為替換算調整勘定	611	656
評価・換算差額等合計	717	973
少数株主持分	2,344	2,356
純資産合計	16,474	16,936
負債純資産合計	210,412	240,788

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	1 77,404	1 63,485
売上原価	75,503	59,772
売上総利益	1,900	3,712
販売費及び一般管理費	2 5,140	2 4,144
営業損失()	3,239	431
営業外収益		
受取利息	68	52
受取配当金	54	14
保険配当金等	-	48
為替差益	-	74
その他	75	32
営業外収益合計	198	222
営業外費用		
支払利息	338	145
その他	238	210
営業外費用合計	576	356
経常損失()	3,618	564
特別利益		
前期損益修正益	3 99	3 4
固定資産売却益	6	8
その他	12	0
特別利益合計	119	13
特別損失		
固定資産処分損	19	10
貸倒引当金繰入額	159	5
移転費用	-	14
その他	34	17
特別損失合計	213	47
税金等調整前四半期純損失()	3,711	598
法人税等	4 92	4 117
少数株主損失()	122	11
四半期純損失()	3,497	704

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	3,711	598
減価償却費	305	286
貸倒引当金の増減額(は減少)	75	60
退職給付引当金の増減額(は減少)	32	630
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	9	5
工事損失引当金の増減額(は減少)	173	5
固定資産処分損益(は益)	11	4
受取利息及び受取配当金	122	66
支払利息	338	145
為替差損益(は益)	151	4
持分法による投資損益(は益)	60	42
売上債権の増減額(は増加)	62,518	29,067
未成工事支出金等の増減額(は増加)	9,915	3,178
その他の資産の増減額(は増加)	4,435	46
仕入債務の増減額(は減少)	42,586	31,582
未成工事受入金の増減額(は減少)	4,243	1,840
その他の負債の増減額(は減少)	7,092	7,410
その他	11	0
小計	8,263	12,089
利息及び配当金の受取額	200	149
利息の支払額	237	298
法人税等の支払額	286	636
退職特別加算金等の支払額	-	330
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,940	13,205
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	978	38
有形固定資産の取得による支出	134	85
有形固定資産の売却による収入	13	4
無形固定資産の取得による支出	7	9
投資不動産の取得による支出	-	20
投資有価証券の取得による支出	0	0
投資有価証券の売却による収入	17	-
貸付けによる支出	684	4
貸付金の回収による収入	253	118
その他	139	178
投資活動によるキャッシュ・フロー	577	219

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	17,308	8,758
長期借入金の返済による支出	9	219
自己株式の純増減額（は増加）	0	0
少数株主への配当金の支払額	-	17
その他	15	51
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,334	8,470
現金及び現金同等物に係る換算差額	67	68
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	8,884	4,447
現金及び現金同等物の期首残高	26,508	23,995
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,623	19,547

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 売上高（完成工事高）及び売上原価（完成工事原価）の計上基準の変更</p> <p>当社及び一部の連結子会社における売上高（完成工事高）の計上基準については、従来、工期が1年を超える工事は原則として工事進行基準を、小規模工事（一部の連結子会社を除き工事価格5億円未満）及び工期が1年以内のものは工事完成基準を適用していましたが、当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が適用されたことに伴い、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、工期が1年を超える工事は原則として工事進行基準を、小規模工事（一部の連結子会社を除き工事価格5億円未満）及び工期が1年以内のものは工事完成基準を引き続き適用しています。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第1四半期連結累計期間に係る売上高（完成工事高）は2,620百万円増加し、営業損失は187百万円減少、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ192百万円減少しています。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 〔当第1四半期連結累計期間〕	<p>(1) 前第1四半期連結累計期間において営業外収益「その他」に含めて表示していた「保険配当金等」（28百万円）は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間から区分掲記することとしました。</p> <p>(2) 前第1四半期連結累計期間において営業外収益「その他」に含めて表示していた「為替差益」（1百万円）は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間から区分掲記することとしました。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 貸倒見積高を算定する方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒見積率を使用しています。
2 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定については、当社及び連結子会社の一部においては実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的に算定する方法によっています。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の算定方法	当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積り実効税率を乗じて算定しています。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(1) 当社は、平成21年6月26日開催の第6期定時株主総会において、資本金4,855百万円を減少させその全額をその他資本剰余金へ振り替えること及び利益準備金109百万円を繰越利益剰余金へ振り替えることにつき承認可決され、平成21年7月31日にその効力が発生しています。	
(2) 同上の第6期定時株主総会において、資本金の額の減少に伴い増加したその他資本剰余金4,855百万円のうち4,253百万円を繰越利益剰余金へ振り替え、繰越利益剰余金の欠損をてん補することにつき承認可決され、平成21年7月31日にその効力が発生しています。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 未成工事支出金等の内訳 商品及び製品 569百万円 材料貯蔵品 1,186 未成工事支出金 28,045 販売用不動産 139 計 29,940	1 未成工事支出金等の内訳 商品及び製品 576百万円 材料貯蔵品 1,093 未成工事支出金 24,946 販売用不動産 139 計 26,755
2 有形固定資産減価償却累計額 24,453百万円	2 有形固定資産減価償却累計額 24,266百万円
3 偶発債務(保証債務) 下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っています。 吉井企画(株) 2,903百万円 三井プレコン(株) 478 その他(4社) 487 計 3,869	3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の銀行借入金等に対して保証等を行っています。 吉井企画(株) 2,903百万円 三井プレコン(株) 478 その他(5社) 538 計 3,920
4 受取手形裏書譲渡高 78百万円	4 受取手形裏書譲渡高 40百万円
5 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は320百万円です。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。	1 同左
2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 従業員給料手当 2,330百万円 退職給付費用 339	2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。 従業員給料手当 1,768百万円 退職給付費用 308
3 前期損益修正益の内訳は次のとおりです。 貸倒引当金戻入額 99百万円 その他 0 計 99	3 前期損益修正益の内訳は次のとおりです。 貸倒引当金戻入額 4百万円 その他 0 計 4
4 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しています。	4 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日)
現金預金勘定 18,523百万円	現金預金勘定 21,071百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等 899	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等 1,524
現金及び現金同等物 17,623	現金及び現金同等物 19,547

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	275,313,598
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回C種優先株式	5,868,700
第三回D種優先株式	5,961,900
合計	291,644,198

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	415,603
第三回C種優先株式	7,500
合計	423,103

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占める「建設事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しました。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)及び

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しました。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高の合計額が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しました。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,648	651	7,300
連結売上高(百万円)			63,485
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.5	1.0	11.5

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域 (1) アジア・・・シンガポール・インド・ベトナム・タイ・フィリピン
(2) その他の地域・・・グアム・ケニア

3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	64.30円	62.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	16,474	16,936
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	34,152	34,183
(うち優先株式の払込金額) (百万円)	(31,807)	(31,826)
(うち少数株主持分) (百万円)	(2,344)	(2,356)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	17,677	17,246
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年 度末)の普通株式の数 (千株)	274,897	274,685

2 1株当たり四半期純損失

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	12.90円	2.56円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純損失() (百万円)	3,497	704
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純損失() (百万円)	3,497	704
普通株式の期中平均株式数 (千株)	271,142	274,748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 山本和夫印

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 清水芳彦印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 山本和夫印

指定有限責任社員業
務執行社員 公認会計士 清水芳彦印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。